

## 坂井市電気・ガス等価格高騰対策支援金 よくあるご質問

### 1. 支援金の対象となる事業者について

(要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

**Q 1** 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金を受給していますが、今回の支援金の対象となりますか？

**A 1** 申請要件⑥で、「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金を受給していないこと。」としてありますので対象外となります。

**Q 2** どのような事業者が対象になりますか？

**A 2** 法人については、法人税の納税地が福井県内であり、申請日時時点で坂井市に法人市民税の設立・開設届を提出している、または、坂井市に直近の決算期における法人市民税の申告を行っていること。なお、法人格の有無や法人の形態については問いません。

個人事業主については、所得税の納税地が福井県内であり、申請日時時点で坂井市に住民票を置いていること。なお、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしていること。

**Q 3** 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないですが、支援金の対象となりますか？

**A 3** A 2 の要件を全て満たす法人であれば対象となります。  
協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等も対象となります。

**Q 4** 法人市民税の設立・開設届とは何ですか？

**A 4** 市内で法人を設立したとき、または市内に新しく事業所を開設したときに提出する届出書です。

- Q 5** 申請日時点で法人市民税の設立・開設届を坂井市に提出していません。支援金を申請することはできませんか？
- A 5 申請日時点で法人市民税の設立・開設届の提出、または申告を行っていない場合、支援金の対象とはなりません。法人市民税の設立・開設届を提出後に申請いただきますようお願いいたします。なお、提出および申告については税務課（0776-50-3023）までお問い合わせください。
- Q 6** 申請日時点において坂井市に事業所（住民票）を置いていますが、直近の法人市民税（個人住民税）は坂井市外に納めています。対象になりますか？
- A 6 申請日において法人については、法人税の納税地が福井県内で、坂井市に法人市民税の開設届を提出していれば対象になります。また個人事業主については、所得税の納税地が福井県内で、坂井市に住民票を置いてあれば対象となります。
- Q 7** 直近の決算期における法人市民税の申告は他市で行っています。支援金の対象になりますか？
- A 7 申請日において坂井市に法人市民税の設立・開設届を提出していれば対象となります。
- Q 8** 本社が福井県外にありますが、坂井市内に事業所がある場合は、給付金の対象となりますか？
- A 8 要項で定める申請要件②では「法人税または所得税の納税地が福井県内であること。」としておりますので、本社が福井県外にある場合は支援金の対象となりません。
- Q 9** 創業者への特別措置はありますか？
- A 9 令和4年10月1日から令和5年7月31日までに創業した事業者（事業承継により事業を引き継いだ事業者を含む）については、創業特例要件を全て満たしていれば申請が可能です。詳細は商工労政課（0776-50-3013）までお問い合わせください。

## 2. 支援金の申請について

Q 1 0 令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額について、令和4年と比較した場合は増加額が5万円未満ですが、令和3年と比較した場合は増加額が10万円以上となります。この場合、20万円の申請をすることは可能ですか。

A 1 0 今回の支援金では、令和5年と令和4年の電気・ガス料金の合計額を比較して、増加額を算出することとしております。よって、上記の場合、20万円の申請をすることはできません。

Q 1 1 令和5年の電気・ガス料金の合計額について、令和4年と比較した場合に4月分の増加額が5万円以上10万円未満、5月分の増加額が10万円以上となりました。この場合、4月分で20万円、5月分で10万円を申請することは可能ですか。

A 1 1 申請は4月から9月のいずれか1月分となるため、複数月での申請はできません。

Q 1 2 令和5年の電気・ガス料金の合計額について、令和4年と比較した場合に、4月分と5月分の増加額がそれぞれ10万円以上となりました。この場合、4月分、5月分それぞれで20万円を申請することは可能ですか。

A 1 2 原則、申請は1回限りとなりますので、今回の場合、2回目の申請をすることはできません。

Q 1 3 電気・ガス料金の高騰による増加ではなく、電気・ガスの使用量（または購入量）の増加により、令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加した場合は、申請することは可能ですか。

A 1 3 申請することは可能ですが、令和5年4月から9月までの何れか1月における電気・ガス料金の増加額を算出する際に、令和4年の使用量（または購入量）を令和5年の使用量（または購入量）に置き換える計算を行います。詳しくは、7ページのA 2 0をご確認ください。

### 3. 要項で定める申請要件について

Q 1 4 要項の申請要件④にある「高圧電力、特別高圧電力の契約」について、新電力会社との契約は対象となりますか。

A 1 4 対象となります。

Q 1 5 要項の申請要件④にある「工業用のガスの契約」とは、どのようなものを指しますか。

A 1 5 今回の給付金における工業用のガスの契約とは、次のとおりです。

①高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける液化石油ガス（LPガス）の契約

※「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定されるものをいいます。

②ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく都市ガスの小売事業者等との契約で、年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のもの

※国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象需要家とならない場合は、今回の支援金の対象となります。

※「ガス事業法に基づく都市ガスの小売事業者等」とは、次のとおりです。契約事業者が該当するか否かについては、直接、契約事業者にご確認ください。

- ・ガス事業法に基づく都市ガス（旧簡易ガスを含まない）のガス小売事業者（一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給する事業者）
- ・ローリーにより LNG を工場等の需要家に供給する事業者
- ・一般ガス導管や特定ガス導管またはローリーにより供給される都市ガスや LNG を小売導管によりガス供給するガス小売事業者等

**Q 1 6 要項の申請要件⑤にある「令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金」とは、具体的にどのようなものを指しますか。**

A 1 6 令和5年4月から9月までの何れか1月の期間に使用した電気または購入したガスに対する料金（請求書に記載された金額）になります。検針日が月の途中の場合は、令和5年4月から9月までの何れかの月を含む1月の期間に使用した電気に対する料金（請求書に記載された金額）になります。

例) 検針日が毎月15日の場合、次の期間に使用した何れかの料金を申請が可能です。

- ① 3月15日から4月14日、      ② 4月15日から5月14日
- ③ 5月15日から6月14日、      ④ 6月15日から7月14日
- ⑤ 7月15日から8月14日、      ⑥ 8月15日から9月14日
- ⑦ 9月15日から10月14日

また、電気事業者が発行する請求書に記載された月と請求内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。

例) 「令和5年4月分」と記載された請求書であっても、請求内容が「令和5年3月1日から同月31日に使用した分」の場合があります。

**Q 1 7 要項の申請要件⑨には「坂井市電気・ガス等価格高騰対策支援金の受給前後を問わず、市から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか？**

A 1 7 支援金の審査にあたり提出書類のみでは、支援金の対象か否かの判別がつかないことがあります。その場合は、記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなり、支援金を交付している場合には支援金の返還を求めますので、ご注意ください。また、支援金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなり、支援金の返還を求めますので、この場合もご注意ください。

#### 4. 電気・ガス料金の増加額の計算方法について

**Q 1 8** 市内外に複数の事業所を営しているため、電気やガスの契約が複数あり、その契約内容も様々です。電気・ガス料金の増加額を計算する際には、全ての契約における電気・ガス料金を合計すればよいですか。

**A 1 8** 今回の支援金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際には、市内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に関する電気・ガス料金のみを合計してください。  
また、添付資料として、合計額に計上した電気・ガス料金に関する全ての請求書の写しを提出してください。その際には、契約種別（電気の場合のみ）、請求月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。

**Q 1 9** 電気・ガス料金の請求書を紛失してしまいました。請求書の代わりになる書類はありますか。

**A 1 9** 次のような方法で請求書に記載されている情報を確認することができますので、印刷等を行い、添付書類として提出してください。  
なお、新電力会社や工業用のガス会社と契約している場合は、各契約会社へご確認してください。

[北陸電力株式会社と契約している場合]

見エールサービス (<https://www.rikuden.co.jp/miyell/>)

※上記サービスの利用方法については、各電力会社にお問い合わせください。

**Q 2 0 令和4年4月と令和5年4月の電気の使用量（または工業用のガスの購入量）が異なりますが、どのように増加額を計算すればよいですか。**

A 2 0 今回の支援金では、使用量（または購入量）の増減による料金の増加額の影響を除くため、電気と工業用のガスのそれぞれの場合において、令和4年の使用量（または購入量）を令和5年の使用量（または購入量）に置き換えて増加額を計算します。具体的には、次のように計算してください。

<実際の増加額>

[令和4年4月] 電力使用量：500kWh 電気料金：50,000円…①  
[令和5年4月] 電力使用量：1,000kWh 電気料金：150,000円…②  
[増加額(②－①)] 100,000円

<令和4年の使用量を令和5年の使用量に置き換えた場合の増加額>

[令和4年4月] 電力使用量：1,000kWh 電気料金：100,000円…③  
(置き換え後) (500kWh→1,000kWh:2倍) ⇒ (50,000円の2倍=100,000円)  
[令和5年4月] 電力使用量：1,000kWh 電気料金：150,000円…④  
[増加額(④－③)] 50,000円

※上記の場合、今回の支援金における電気料金の増加額は、50,000円となります。

**Q 2 1 工業用のガスを使っていますが、購入量（単位：kg）に応じて料金を支払っている分と、ガスメーターで毎月の使用量を計測し、その使用量（単位：m<sup>3</sup>）に応じて料金を支払っている分とがあります。この場合、工業用のガスの購入量はどのように計算すればよいですか。**

A 2 1 工業用のガスについて、使用量（単位：m<sup>3</sup>）に応じて料金を支払っている場合は、使用量をkgに換算（1 m<sup>3</sup> = 2 kg）し、購入量（単位：kg）として計算してください。

**Q 2 2 令和4年8月までは低圧電力の契約をしていましたが、令和4年9月からは高圧電圧の契約に切り替えています。この場合、支援金の申請が可能な月は9月のみとなりますか。**

A 2 2 今回の支援金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際に、低圧電力の契約の料金は対象外としているため、上記の場合、支援金の申請が可能な月は9月のみとなります。

**Q 2 3 令和4年9月までは高圧電力の契約をしていましたが、令和4年10月からは低圧電圧の契約に切り替えています。この場合、支援金の申請は可能ですか。**

A 2 3 今回の支援金において、令和5年4月から9月までの期間に、電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（市内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）がない場合は支援金の申請ができないため、上記の場合、支援金の申請はできません。

**Q 2 4 令和4年9月まではA社と高圧電力の契約をしていましたが、令和4年10月にB社の高圧電力の契約に切り替えました。この場合、支援金の申請は可能ですか。**

A 2 4 今回の支援金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）について、契約会社は問いませんので、上記の場合、給付金の申請は可能です。



Q 2 5 ①令和4年4月15日までは低圧電力の契約をしていましたが、令和4年4月16日からは高圧電圧の契約に切り替えています。4月を対象として申請する場合、電気の使用量や電気・ガス料金の合計額を、令和4年と令和5年でどのように比較すればよいですか。

②令和5年4月15日までは高圧電力の契約をしていましたが、令和5年4月16日からは低圧電力の契約に切り替えています。4月を対象として申請する場合、電気の使用量や電気・ガス料金の合計額を、令和4年と令和5年でどのように比較すればよいですか。

A 2 5 月の途中で電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（市内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）とその他の契約を切り替えた場合、対象となる契約に関する電気・ガス料金のみを合計して比較してください。

この場合、比較する使用量（または購入量）に差が出ることとなりますが、7ページのA 2 1に記載のとおり、令和4年の使用量（または購入量）を令和5年の使用量（または購入量）に置き換えて増加額を計算してください。

## 5. その他

Q 2 6 支援金の交付が決定した場合、通知が送られてきますか。

A 2 6 今回の支援金において、交付が決定した場合は坂井市電気・ガス等価格高騰対策支援金交付決定通知書を送付いたします。